

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

<個人住民税及び森林環境税及び森林環境税>

別紙1 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	主務省令の 条番号	③提供する情報	④対象となる本人 の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1 厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	第3条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
2 全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第4条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
3 健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第5条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
4 総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第6条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
5 厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	第7条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
6 全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第9条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
7 都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第13条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
8 都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第15条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
9 市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	第17条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
10 都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第22条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
11 市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第30条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
12 市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第39条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
13 都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第41条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

14	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第44条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
15	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第50条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
16	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第51条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	第55条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第59条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第60条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	第61条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	第65条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第67条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第68条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第71条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第75条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
26	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第77条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	第78条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第83条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第85条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第86条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
31	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	第88条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
32	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第89条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
33	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	第90条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
34	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	第91条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第92条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第93条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第94条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
38	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第98条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第100条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
40	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で定められた事務	第108条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム、 紙、その他（担当者による調査、庁内連携）	照会を受けた都度
41	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	第110条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
42	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第117条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

43	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第120条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	第126条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
45	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第127条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
46	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129項	厚生年金等平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第131条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
47	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第132条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
48	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	第134条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第139条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第140条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第140項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第142条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第143条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
53	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第144条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第146条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

55	総務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第147項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第149条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第153条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
57	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第154条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
58	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第157条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
59	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第158条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
60	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第160条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	第162条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
62	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第161項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途	第163条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
63	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	第165条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
64	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第166条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
65	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第167条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

66	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第168条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
67	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第169条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第168項	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第170条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第169項	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第171条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第170項	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第172条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
71	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第173条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
72	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第172項	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	第174条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
73	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第173項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	第175条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森林環境税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度